

NFEA-019

認 証 書

熊本県知事 潮谷義子 殿

貴殿の管理する熊本県人吉市・球磨郡内
県有林を『緑の循環』認証会議(SGEC)
の認証森林として認証します。

有効期間：2007年3月28日～2012年3月27日



平成19年3月28日

『緑の循環』認証会議

会長 塚本 隆久

審査機関：全国林業改良普及協会 (NFEA)

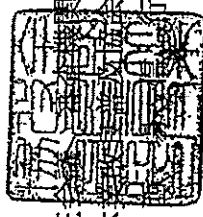


21 全林協 第 224 号
平成 22 年 3 月 19 日

SGEC 森林認証 管理審査報告書

『緑の循環』認証会議

会長 佐々木 恵彦 殿



『緑の循環』認証会議
社団法人 全国森林
会長

下記の認証森林について、当審査機関では『緑の循環』認証会議 (SGEC) の定める諸規定に沿って管理審査を終了しましたので、別紙のとおり報告します。

記

認証番号：NFEA-019、NFEA-019-1、NFEA-019-2

認証森林：NFEA-019 熊本県人吉市・球磨郡内県有林 (平成19年3月28日認証)

NFEA-019-1 球磨川地域、天草地域内県有林 (平成19年12月26日認証)

NFEA-019-2 白川・菊池川・緑川地域内県有林 (平成20年12月20日認証)

申請者の名称：熊本県

代表者：熊本県知事 蒲島 郁夫

所在地：熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18-1

森林の所在地：熊本県人吉市及び球磨郡内 20 団地／総面積：3,842.99 ha 及び
八代市、水俣市、天草市、上草市 14 団地／総面積：1,740.31ha
及び、熊本市、山鹿市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、
下益城郡内 18 団地／総面積：1,920.40ha

(追記)

上記の内「球磨川地域内県有林 (人吉市・球磨郡内県有林を除く)、天草地域内県有林」及び「白川・菊池川・緑川地域内県有林」については、21 年度管理審査は、平成 21 年 12 月中に実施すべきものであるが、県有林の事業年度における間伐・収穫等の実績を確認するため、時期を繰り延べて、平成 22 年 2 月に「人吉市・球磨郡内県有林」と合わせて行った。

21年度 管理審査報告書

熊本県県有林 (NFEA-019、NFEA-019-1、NFEA-19-2)

当審査機関は、認証森林管理者から事前に提出のあった関係書類に基づき、平成22年2月23日～25日、下記のとおり、現地において管理審査を実施した。

なお、平成19年度追加取得の「球磨川地域内県有林（人吉市・球磨郡内県有林を除く。）、天草地域内県有林」（NFEA-019-1：平成19年12月26日取得）及び、平成20年度追加取得の「白川・菊池側川緑川地域内県有林」（NFEA-19-2：平成20年12月20日取得）については、本来、平成21年12月中に実施すべきであるが、事業年度における施業・収穫等の実施状況を確認するため、時期を繰り延べて、平成22年2月に「人吉市・球磨郡内県有林」（NFEA-019）と併せて行った。

1 対象森林

- 人吉市・球磨郡内県有林（20団地 森林面積：3,843ha）NFEA-019
有効期間：2007年3月28日～2012年3月27日
- 球磨川地域内県有林（人吉市・球磨郡内県有林を除く）、天草地域内県有林（14団地 森林面積：1,740ha）NFEA-019-1
有効期間：2007年12月25日～2012年12月24日
- 白川・菊池側、緑川地域内県有林（18団地 森林面積1,920ha）NFEA-19-2
有効期間：2008年12月20日～2013年12月19日

2 審査実施日 平成22年2月23日～25日

3 審査担当者

○審査員

(社) 全国林業改良普及協会 認証審査センター

専門審査員 原山 洋士
専門審査員 小邦 徹

○ 認証森林管理者側説明者

農林水産部森林整備課

県有林班 主幹（県有林担当）

主幹 安荘 俊二
参事 蓼田 公彦
主任技師 木村 正臣
農林部森林保全課 係長 徳丸 善浩

球磨地域振興局 森林保全係 参事 泉本 伸一
阿蘇地域振興局 森林保全係 参事 石坂 泰扶

菊池地域振興局 森林保全係 主任技師 家入 吉文

森林保全係 主任技師 中村 哲也

森林保全係 主任技師 山下 聖二

森林保全係 主任技師 宮原 康寛

4 審査対象期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日 (3 月末までの予定含む)

5 確認資料

- (1) 作業種毎の施業実績
 - ① 新植 (平成 21 年度県有林新植事業実績)
 - ② 下刈り・巡視道補修 (平成 21 年度県有林造成事業実績)
 - ③ 保育間伐 (平成 21 年度県有林整備事業実績)
- (2) 林道・作業の開設 (平成 21 年度県有林素材生産事業実績総括表＝備考欄)
- (3) 認証材の収穫実績 (素材生産量)
 - ① 立木処分＝無
 - ② 間伐 ＝ (平成 21 年度 素材生産実績一団地別)
- (4) 認証材出荷状況
- (5) モニタリング記録
- (6) 各種研修会等への参加・開催実績
- (7) 環境教育やイベント等の実績
- (8) 認証森林の動植物リストなど生物多様性情報の収集記録簿
- (9) 森林被害対策
- (10) 向上目標への対応

常備資料の確認

- (1) 第 12 次県有林経営計画書 (平成 18 年～22 年)

- (2) 森林簿

- (3) 県有林位置図

- (4) 森林施業図

6 現地確認箇所

- (1) 球磨川地域内県有林 球磨郡あさぎり町 あさぎり町公益保全の森 (写真 3～5)
 - 21 年度利用間伐 (列状間伐) による素材生産の実施状況林況 スギ・ヒノキ人工林 40 年生
搬出は、作業道をベースとして一部架線利用
- (2) 球磨川地域内県有林 人吉市 紅取団地 (写真 6～12)
 - 21 年度利用間伐 (列状間伐) による素材生産 (ヒノキ 45 年生)
 - 19 年度小面積皆伐 (帯状択伐) と跡地更新 (スギ・ヒノキの植栽) 及びシカ害防除のための防護柵設置
 - 希少動植物の保全策 (専門家のアドバイスに基づく生育環境維持の為の下草除去)

(3) 球磨川地域内県有林 球磨郡五木村 下梶原団地 (写真 13~16)
 ● 18年度小面積皆伐(帯状択伐)と跡地更新(ヒノキ植栽)及びシカ害防除のための防護策設置

● 21年度利用間伐(作業道沿いの列状間伐)による素材生産(スギ40年生)
 ● 五木森林組合(下梶原団地出材(認証材)の出荷状況)

(4) 白川・菊池川地域内県有林 阿蘇市波野 中江団地 (写真 19~23)

● 20年度小面積皆伐(帯状択伐)

● 各種試験展示林

(皆伐跡地の品種別植栽試験地)

(高性能林業機械実施試験地)

(列状間伐・実施試験地)

(複層林実施試験地)

(5) 白川・菊池川地域内県有林 菊池郡大津町 平真城団地 (写真 24・25)

● 平成16年9月台風による被災跡地の広葉樹植栽
 地存の有無・植栽樹種及び未植栽地等の施業比較試験実施

6 施業実績

(1) 本年の実績

平成21年度の施業実績は以下の通り、概ね計画的に施業が実行されている。ただ、今後の収穫の基本として期待されていた「帯状択伐」が、中止されている。これは、跡地更新に伴うシカ被害防止のための防獣ネット作設がコスト高となるとの判断からである。
 (資料1・2 参照)

【施業実績】

(H21年4月～H22年3月末)

施業区分	前年度実績	21年度実績	備考
新植	6.18ha	9.85ha	①
下刈り	42.75ha	62.83ha	②
除伐	0.70ha	0.42ha	②
保育間伐	64.20h	117.78ha	③
利用間伐(列状間伐)	面積	109.50ha	113.79ha (2)
	収穫材積	3,217.240m ³	3,769.331m ³ (3)
作業・巡視道補修	114.669m	149,674m	①
獣害防除(防獣ネット設置)	8,027m	2,720m	①

(2) 林道作業道の開設実績 (H21年4月～H22年3月末)

平成21年度の実績は、下記の通り。

① 作業路開設 1,600m

② 簡易作業路 1,000m

※作業路 = 通常の作業道を想定。幅員3m程度

※簡易作業路 = 林内作業車やフオワードなどキャタピラの走行を想定した集材路で、幅員1.8m程度。

(資料2 参照)

(3) 平成 21 年度の認証材の収穫

① 認証材の収穫実績

対象森林では、平成 21 年度に 3,769.331m³の収穫が行われている。これらは全て、間伐による素材であり、SGEC 認証取得認定事業体である木材市場に出荷し、共販に付せられている。(資料 3 参照)

【収穫実績】 (H21 年 4 月～H22 年 3 月末)

団地	樹種	収穫数量:m ³	出荷先	出荷数量 m ³
正千山A	スギ・ヒノキ	80.443	芦北木材共販所	80.443
正千山B	"	222.277	"	222.277
正千山C	"	685.221	"	685.221
公益保全	"	705.796	くまもと製材 熊本木材上球磨支店	320.531 385.265
市房	"	824.089	上球磨森林組合共販所	824.089
下梶原	"	715.166	湯前木材事業協同組合 熊本木材上球磨支店	341.258 373.908
八重	"	172.389	人吉素材流通センター	172.389
下山A	ヒノキ	121.570	天草地域森林組合共販所	121.570
下山B	"	177.599	"	177.599
隠連木	"	64.781	"	64.781
合計	スギ・ヒノキ	3,769.331	7 団地(10カ所)	3,769.331

② 出荷証明

県有林での素材生産の委託先である森林組合に、山土場から素材市場への出荷に際して、県有林で作成したロゴマーク入りの「森林認証材(県有林)表示表」を荷ごとに貼り付けて出荷するよう指導しており、その材は市場においても分別・表示がなされて販売されている。(写真 2 資料 4 参照)

7 審査結果

認証時に設定された向上目標についての対応状況を現地確認及び聞き取り調査によって以下のように確認した。

(1) 施業計画上の機能区分の整理について (向上目標 ガイドライン 1-4-2 関連)

○テーマ = 機能区分と現地の実状との検証が不十分と思われる箇所が散見されるところから、より実状に即した機能区分への検証が望まれる。

○対応状況

機能区分は、県有林経営計画期間期首に地域森林計画(市町村森林施業計画)との整合性を保ちながら決定される経緯があることから、その見直しについては、全体的な対応が必要となり、膨大なデータの蓄積が必要となる。

このことから、機能区分見直し(チェック)については、恒常的に実態の把握に努めているほか、検証手法・検証結果の処理の仕方、本庁と地域振興局との役割分担など組織的な対応策を検討中である。

また、合わせて平成22年度に予定される県有林経営計画の改定に当たって、反映させることも検討されている。

(2) 定期的な技術研修 (向上目標 ガイドライン1-5-1 関連)

○テーマ = 出先事務所など、担当職員の異動等に備え、定期的な技術研修の導入も含めた引継システムの改善・充実に努めることが望まれる。

○対応状況

持続可能な森林の管理・経営を行う上で、管理体制と実行組織の人的レベルアップを図ることは重要である。

このことは、人事異動に伴う担当者への入れ替わりがある中で、県内に散在する県有林を管理・経営する県有林にとっては、重要な課題と認識されている。

特に管理・経営の基礎となる施業履歴等のデータの一元的な管理・蓄積と、出先地域振興局担当者も含めたデータの共有化を図ることは、全体の管理レベルを向上させるために必要と考え、県有林では、来年度から森林GISシステム上で、施業履歴等を管理するとともに、各振興局でも利用できるよう進めていく予定である。

なお、研修については、今年度新規就業業者向けの研修が、紅取団地で行われているが、担当者の管理技術の標準化と、よりレベルアップを図るため、内部に向けた技術研修等の取組も必要とされている。
(資料5 参照)

(3) 水辺保護樹帯の保存について (向上目標 ガイドライン3-2-1 関連)

○テーマ = 水辺林や保護樹帯を計画図に明記し、不十分な箇所では、今後保存を徹底していくことが望まれる。

○対応状況

尾根筋・沢筋に天然広葉樹林を残すことは、古来より国有林などに比べるとはるかに意識が低く、そうした事例も少ない。これは、県有林が長く『基本財産の造成』を基本理念として経営されてきた経緯によるもので、現地施業は元より計画図や、森林簿による管理面に置いても十分配慮されてこなかった経緯による。

具体的な対応策としては、計画図への明示がなされていない箇所があるところから、現況上こうした森林が確保されているところでは経営計画及び付属図・森林簿等に登載すると同時に、その森林の保存に向けた施業基準の改定を図るべく、そのための準備を行っているところである。

併せて、現存の林相を改良し水辺保護樹帯に仕向けていくことも経営計画等で計画できるよう検討中である。

(4) 伐採・搬出マニユアルの周知実施について (向上目標 ガイドライン3-3-2 関連)

○テーマ = 請負者や買い取り者に対する仕様書や約款により、「県有林伐採・搬出作業マニユアル」の徹底を図ると共にこれら地域林業関係者と協力の下、地域の実態に適合した環境付加の少ない伐採・搬出技術実証を、より一層追求することが望まれる。

○対応状況

現場作業を森林組合等に委託している県有林の施業に当たっては、県有林の作成している伐採・搬出マニユアル等そのマニユアルに基づき実行の担保は大きな課題である。

造林・保育等の通常の施業については、長く県有林の作業を受託してきた地元の森林組合であることから、一定レベルの作業水準が確保されているものと判断される。

ただし、作業における水土保全等環境面での配慮及び、認証林材のトレサビリティに関しては、委託仕様書等でカバーされている部分もあるが、必ずしも徹底されているわけではない。

特に、素材生産現場での認証林材の分別と表示については、認証制度上のトレサビリティの出発点として、認証森林の所有者(認証林材の所有者)が責任を持って現場作業者に遵守させることは、極めて重要である。

このため、これまで以上に委託契約時の仕様書等における認証材の分別・表示に関する手順の明確化を図るとともに、受託者への指導・研修を徹底することが望まれる。

(写真 16 資料 4 参照)

また、環境負荷の少ない伐採・搬出技術の開発とその普及は、県有林経営方針にも示された県有林の大きな目的であると認識し、県有林を使った集地研修を始め、関係機関との連携を深めているところである。(写真 7・13・22 資料 6・9 参照)

(5) 獣害防止対策の推進について (向上目標 ガイドライン 3-6-2 関連)

○テーマ = シカ被害は全国的に拡がっており、特に九州南部における被害は、苗木の食害に止まらず、立木に対する剥皮被害も加わり、深刻化している。現在実施されている特定鳥獣保護管理計画に基づいた個体数管理等の対策をより確実に推進することが望まれる。

○対応状況

県有林は基本的にはシカの獣害被災者である。だからといって、自らが個体数管理を行うわけでなく、適切な防除対策を講ずるかどうかである。しかしながらその被害の実態は、極めて大きいところから、特定鳥獣保護管理計画に基づく、狩猟や有害鳥獣駆除に期待しているところである。

県有林のシカ被災は、球磨川流域を中心に北上している。現在のところ丹念な柵の設置による防除体制が採られている。しかし、この防除柵が高額になることから、今後の収穫の基本型と期待されていた帯状択伐など小面積分散皆伐が採用しにくくなってきているところがあった。(写真 14 資料 6-①・② 参照)

(6) 生物多様性保全等に関する教育・指導について (向上目標 ガイドライン 5-3-1 関連)

○テーマ = 認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めると共に、教育指導を徹底し、従業者、受託者等と知識の共有に努めること。

○対応状況

生物多様性の保全については、日奈久のカザグルマ、鞍岳のアソサイシン、立田山のトダスゲ、人吉のサギソウなど、県有林は主として希少動植物の保全に向けた取り組みに熱心に取り組んできた経緯がある。これら希少植物の保全には、時として植生遷移を人工的にストップさせるなど、高度な管理技術が必要であることから、県有林では、専門家の指導を得るなどして取り組んでおり、大いに評価される点である。

(写真 11・12 資料 6-④ 参照)

また、こうした実績を背景として、地域振興局では、生物の多様性の保全をテーマとする地域住民や一般県民を対象とした写真やポスターによる啓発が行われており、併せて県有林を使った自然観察会や森林林業体験活動など実地的な普及啓発も実行さ

れている。

(写真 11 資料 7・8 参照)

なお、県有林の現場作業の担い手となる施業受託者等に、県有林「生物多様性を考慮した施業指針」を徹底するため、委託仕様書等への成文化等も検討されている。

(7) 事業者への安全衛生管理 (向上目標 5-4-2 関連)

○テーマ = 県内事業者への安全衛生管理の指導をさらに継続し、徹底していくことが望まれる。

○対応状況

労働安全衛生管理については、各事業者ごとに労働安全衛生法に基づく措置が採られ、実行されている。このため現実的にはある一定水準の労働安全衛生が確保されているが、事故等が全く無く無くなっているわけではない。県有林においては、発注者の立場として、後々のトレスリテリの確保だけでなく労働安全衛生法に基づく発注者責任を担う立場を強く認識し、労働安全衛生管理に努めている。

(8) モニタリングの継続的実施について (向上目標 7-1-1 関連)

○テーマ = 「県有林モニタリング調査実施要領」に基づいたモニタリングを継続的に実施するとともに、既存の試験地等のデータを再整理し、調査等が継続して行われるよう、試験林台帳等の整備が望まれる。

○対応状況

巡視等に基づくモニタリング調査は、県有林における森林生態系の変化の把握や森林機能の向上を期するために重要な活動と認識しており、「県有林モニタリング調査実施要領」に基づき、主として地域振興局によって行われている。

(資料 6-③ 参照)

また一方で、県有林には、林業研究指導所との連携による調査試験のフィールドとしても活用されてきた経緯があることから、各所に調査・試験地が設けられている。これらのデータは、対象森林の森林生態系の状態把握や、森林の管理状況等を把握するための貴重なモニタリングデータとして活用できるものであり、今後も継続した調査が必要である。

ただし一部の試験地で、設定時のデータやその後のモニタリング記録などが曖昧になっっている箇所があることから、これら既存のデータを整理した「試験林台帳」等を再整備することが急がれる。

(資料 9 参照)

【総評】

熊本県県有林は、持続可能な森林経営を確立させ、そこから生産された林産物のトレスリテリを確保するため、平成 19 年から 3 カ年を要して「緑の循環」認証会議 (SGEC) 森林認証を取得している。

このシステムは、適切な森林経営がなされると認証された県有林材が、適正な分別・表示ができる体制にあると認定を受けた流通・加工業者の手を経て、消費者に届くことを保証するためのものであり、県有林が率先することで、地域における地域産材の地位向上に大きく貢献する可能性を秘めている。

(写真 2 資料 4 参照)

管理審査の結果、森林施業上の大きな問題となっっているシカ被害に対して、確実な更新

を確保すべく様々な対策を講じて奮闘しているほか、下刈りや保育間伐についても適正に実行していることが伺われた。
(写真 14・24 資料 6-①② 参照)

また、各地域振興局にあつては、各種の研修会の実施、環境教育やP Rイベントへの取り組み、さらには生物多様性情報の収集や見本林の設置など、持続可能な森林経営の広報普及に向けた取り組みがなされていた。
(写真 1・18 資料 5~8 参照)

ただし、一方で、認証の際に設定された「向上目標」の達成状況については、先に整理した通り、いくつか不十分な点も散見される。この中には、担当者レベルで整理がつくものもあれば、組織的に動かないと解決しないものもある。

また、県有林は、これまで長い間、資源造成に力を注いできた経緯があることから、経営手法が消極的になりがちである。しかしながら、全国的に資源の充実期を迎え、県有林といえども資源を本格的に利用する時代に入ってきていることに鑑み、素材生産の増大化に向けた組織的対応が欠かせなくなつてきているとともに、資源を利用するための新たな知見や技術も求められる。

平成 22 年度は、現有の経営計画の改定期に当たつており、本格的な資源利用時代に対応できる経営計画の改編とその実行確保に向けた条件整備に期待するものである。

以上、当認証森林は、改善が待たれる課題を有するものの、総合的に見て、認証森林に適合する管理が確認され、適格な管理が行われていると判断した。